

経営革新計画承認企業に対する支援策について

※以下の情報は令和8年10月時点のものです。支援策を利用される場合は、各支援先が公開している最新の情報も御確認ください。

計画実行のための専門家派遣

県では、県内商工会議所・商工会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会を通じて経営革新計画の作成・承認後の実行支援のための専門家を派遣しています。

お問い合わせは、各商工団体窓口までお問い合わせください。

(株) 日本政策金融公庫による融資

■新事業活動促進資金

融 資 限 度 額	
国 民 生 活 事 業	中 小 企 業 事 業
7,200 万円	直接貸付 14 億 4,000 万円 代理貸付 1 億 2,000 万円

※利率、ご返済期間はホームページ等でご確認ください。担保・保証人については日本公庫にご相談ください。

日本政策金融公庫ホームページ ⇒ https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_sjkakushin_m.html

＜お問い合わせ先＞ (株) 日本政策金融公庫 国民生活事業・中小企業事業
事業資金相談ダイヤル TEL:0120-154-505

県制度融資

■産業創造資金（経営革新計画促進貸付）

※融資利率は令和8年10月1日～令和9年3月31日 融資実行分

※信用保証・保証料（年%以内）：付する 0.77

対象者	限度額		融資期間	融資利率		
				1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内
経営革新計画の承認を受けて実行に取り組む特定事業者	設備	1 億円（組合 4 億円）	10 年以内	1.8%	2.0%	2.2%
	運転	1 億円	7 年以内			

■小規模事業資金（経営革新企業特例）

経営革新計画の承認を受けている事業者が「小規模事業資金」を利用する場合、より低利で融資を受けられる県制度融資の特例措置です。

※融資利率は令和8年10月1日～令和9年3月31日 融資実行分

※信用保証・保証料（年%以内）付する 0.50～1.76（9 区分）

対象者	限度額		融資期間	融資利率		
				3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内
経営革新計画の承認を受けてから5年未満の小規模企業者（組合含む）	設備	2,000 万円	10 年以内	2.0%	2.2%	2.4%
	運転	2,000 万円 (最新決算期における平均月商の3か月分を限度)	7 年以内			

※詳細は県ホームページ等でご確認ください。 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>

＜お問い合わせ先＞ 埼玉県産業労働部経営・金融支援課 TEL:048-830-3801
事業所所在地の商工会議所・商工会

信用保証の特例

経営革新計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会による信用保証に関し、特例による別枠支援措置を受けることができます。

○普通保証等の保証限度額の別枠設定

	通常枠	別枠
普通保険	2 億円以内（組合 4 億円以内）	2 億円以内（組合 4 億円以内）
無担保保険	8,000 万円以内	8,000 万円以内
（内 特別小口保険）	（2,000 万円以内）	（2,000 万円以内）

○新事業開拓保証の限度額引き上げ

経営革新計画の実行にあたって必要な資金に関するもののうち、信用保証協会の新事業開拓保証の対象となるもの（研究開発費など新事業の開拓に係る資金）について、保証限度額が引き上げになります。

※他の支援による別枠を利用している場合は、利用可能な枠が制限される場合があります。

	通常	特例措置
保証限度額	2 億円以内（組合 4 億円以内）	3 億円以内（組合 6 億円以内）

＜お問い合わせ先＞ 埼玉県信用保証協会保証経営支援部 TEL: 048-647-4713

マーケティング支援

■ハンズオン支援事業（テストマーケティング）

優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら、「新規性が高いがゆえに具体的な市場が顕在化していない」「広域的な販路開拓を行いたい手がかりがない」など、単独での販路開拓が困難な中小企業・小規模事業者の皆様を対象として、首都圏市場へのアプローチを側面から支援いたします。

＜お問い合わせ先＞ （独）中小企業基盤整備機構 関東本部 企業支援課
TEL: 03-5470-1637

■販路開拓支援のための専門家派遣

経営革新計画を実行中の企業を対象に販売活動に経験豊富な企業OB等を「販売アドバイザー」として無料で派遣し、総合的な販売力の強化を支援する事業を実施しています。

※ 例年 6 月頃に募集を行っております（応募時期は予告なく変更となる場合もございます）

＜お問い合わせ先＞ 埼玉県産業労働部経営・金融支援課 TEL: 048-830-3910

その他の支援施策

■中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社による株式・新株予約権・新株予約権付社債の引き受けやコンサルティング等の支援が受けられます。なお、経営革新計画の承認を受けた企業に対しては、対象者要件の特例があります。

＜お問い合わせ先＞ 東京中小企業投資育成株式会社 TEL: 03-5469-1811

■中小企業基盤整備機構出資ファンドによる投資

経営革新計画に従い事業を行う企業は、起業支援ファンドからの投資の対象となります。

※ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する VC 等による審査が必要となります。

＜お問い合わせ先＞ 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド事業企画課 TEL: 03-5470-1672

■スタンバイ・クレジット制度

「スタンバイ・クレジット制度」による信用状の発行を通じて、海外支店または海外現地法人による現地流通通貨での資金調達を支援します。

＜お問い合わせ先＞ 日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/standbycredit.html>

※経営革新計画に係る承認は、融資等の各種支援を保証するものではありません。
計画承認後、支援策の実施機関への申し込み、審査が必要となります。